

○ 金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（英語による提出書類の作成に関する特例）</p> <p><u>第十八条</u> 次の各号に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、当該各号に定める様式に準じて英語で作成することができる。</p> <p>一 第十四条第一項の承認申請書 別紙様式第四号</p> <p>二 第十六条第四項の届出書 別紙様式第七号</p> <p>2 前項の場合において、管轄財務局長は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。</p> <p>（供託規則の適用）</p> <p><u>第十九条</u> 「略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>（供託規則の適用）</p> <p><u>第十八条</u> 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[